

新南陽浄化センター外し渣等運搬業務特記仕様書

【1】総 則

1. 目 的

この仕様書は、新南陽・新南陽北部・鹿野浄化センター及び古開作・福川汚水中継ポンプ場(以下新南陽浄化センター外という。)から発生するし渣等の収集運搬業務における必要事項を定めるものである。

2. 委託業務の履行義務

新南陽浄化センター外から排出されるし渣等を確実に収集運搬するため、仕様書及び契約書等に基づき受注業務を完全に履行するとともに関係法令及び条例を遵守しなければならない。

3. し渣等搬出場所

し渣等を排出する事業場の名称及び場所は、次のとおりである。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 新南陽浄化センター | 周南市港町 8 番 1 号 |
| (2) 古開作汚水中継ポンプ場 | 周南市古泉二丁目 11 番 37 号 |
| (3) 福川汚水中継ポンプ場 | 周南市福川南町 1 番 56 号 |
| (4) 新南陽北部浄化センター | 周南市大字米光 437 番地の 9 |
| (5) 鹿野浄化センター | 周南市大字鹿野下 1321-1 番地 |

4. 委託業務の内容

発生したし渣等の収集運搬業務である。なお、作業要領等については当該項目を参照のこと。

5. 指示の履行

受注者は、発注者の指示に従って業務に従事しなければならない。

6. 委託業務に従事する者の認定

業務上不適格であると認めた場合は、契約を取消すものとする。

7. 従業員の勤務

従業員の勤務については、労働基準法及び関係法令を遵守し勤務させなければならない。

8. 労務管理

受注者は、従業員の労務管理の一切の責任を負うものとする。本業務は、公共的使命が重大であるため、労務管理を確実に行わなければならない。

9. 安全管理

業務上危険が伴う作業なので、従業員に対し常に労務安全の指導と向上を計り事故の防止に努めなければならない。

10. 保健衛生管理

従業員の保健衛生管理を徹底しなければならない。

11. 委託業務に従事する者の資格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく許可を受けたもの。

12. 緊急事態発生への対応

業務中に事故が発生し、し渣等の運搬ができなくなった場合は、直ちに発注者へ連絡し、すみやかに必要な処置を取ること。

13. 委託業務就業時間等

- 1) 新南陽浄化センター外の運転に支障をきたすことの無いよう速やかに業務を行うこと。なお運搬可能時間は AM8:30~PM4:00 である。
- 2) 業務の休日は、土曜日・日曜日・国民の祝日等である。

3) 就業時間外であっても状況により発注者が必要と認めた場合は、その業務を行わせることができるものとする。

14. 書類帳簿等の提出

受注者は、発注者の指示により必要な書類帳簿等を提出しなければならない。

15. 支払方法

業務完了月ごととする。

16. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

【2】作業要領

1. 業務の発生

年度当初に通知する年間し渣搬出予定に従い業務をおこなう。

2. 運搬業務

新南陽浄化センター外から発生するし渣等を収集(新南陽北部と鹿野は運搬車への積込作業も含む)し、処分場まで運搬する業務である。1回の収集運搬で5事業場のし渣等を収集し、運搬すること。

3. 各事業場からの収集運搬頻度

事業場名	予定収集 運搬頻度	荷姿	備考 し渣発生量(約トン/年)
新南陽浄化センター	36回/年	コンテナ	36
古開作污水中継ポンプ場	36回/年	コンテナ	16
福川污水中継ポンプ場	18回/年	コンテナ	12
新南陽北部浄化センター	36回/年	ごみ袋	5
鹿野浄化センター	36回/年	ごみ袋	5
計			74

(※処分場の稼働状況により、収集運搬回数を変更する場合がある。)

4. 各事業場の積込作業

新南陽浄化センター 2箇所

し渣ホッパー(し渣の溜まった搬出用コンテナを装着する。)

沈砂池(積込み作業(玉掛け・クレーン作業)は他の業者が行う)

福川污水中継ポンプ場 1箇所(小型コンテナ3台)

沈砂池(積込み作業(玉掛け・クレーン作業)は他の業者が行う)

古開作污水中継ポンプ場 1箇所(小型コンテナ3台)

沈砂池(積込み作業(玉掛け・クレーン作業)は他の業者が行う)

新南陽北部浄化センター 1箇所

手積みにて積込む

鹿野浄化センター 1箇所

手積みにて積込む

5. 処分場所(予定)

宇部市大字船木地内の処分場

6. 運搬車両

積込作業等の制約及び公道上に廃棄物等が飛散するのを防ぐため、運搬車両についてはアームロール式などの荷台脱着式とし、積載容量4トン程度とする。また、車両幅約2.2m、荷台高さ2.3m未

満(高さ制限あり)とする。車両の改造等については受注者が行うものとする。なお、運搬車両については、発注者の承認を受けること。

7. その他

- 1) し渣等とは新南陽浄化センター外で発生した、し渣、スクリーンかす及び沈砂をいう。
- 2) し渣等の管理は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)で行う。

【3】その他

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
2. 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

【4】付 則

1. 収集運搬業務を実施するために必要な搬出用コンテナ 1 台(水密式・アームロール用・内寸:3600L×1900W×1200H 程度)は発注者が用意する。また、必要となる備品、消耗品等は、受注者が備え付けるものとする。
2. 経費の負担区分
 - 1) 産業廃棄物マニフェストは発注者の負担とする。
 - 2) 運搬車両の整備、燃料費等は、受注者の負担とする。
 - 3) 業務の実施にあたり、第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰する理由の他その損害は、受注者の責任で処置すること。
3. 盗難・災害の防止には万全の注意を払うこと。
4. し渣等の処分の追跡調査をする際は協力すること。
5. 自然災害等により交通状況が大きく変化する場合は別途協議して決定することとする。
6. 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して決定すること。

仕様書No.

TQD-406-45892

4トンアームロール用コンテナ
(CNA8-13A)

仕 様 書

新明和工業株式会社

工事番号、ユーザー名	三面図 NO.	承認	担当
周南市上下水道局 様	MDZ1216		

1. 概要

本コンテナは、脱着装置付コンテナ自動車（アームロール）に使用するコンテナです。

2. 形式

CNA8-13A

※4トン脱着装置付コンテナ自動車用

（（社）日本自動車車体工業会が定める製作基準互換性適合品）

3. 主要諸元

形状	舟底一方開形	
寸法	全長、全幅、全高	3920×2060×1620
	内法（長、幅、高）	3600×1900×1200
質量	コンテナ質量	約 870 kg
	注）脱着装置付コンテナ自動車は、法規的にコンテナ 質量を最大積載量に含めた取扱いになります。	
容積	内容積	約 8.2 m ³
材質	デッキパネル	SS t 3.2
	サイドパネル	SS t 2.3
	フロントパネル	SS t 2.3
	テールパネル	SS t 2.3
テールゲート 形式		1枚下開式（水密パッキン付）
	ゲートロック	手動開閉装置＋丸ハンドル

4. 付属品

- ・ステップ前左右取付（2段）
- ・ドレン前左右取付
- ・フロントパネルロープフック中段4ヶ付
- ・サイドパネルロープフック中＋下段各6ヶ付
- ・テールゲートロープフック中段4ヶ付

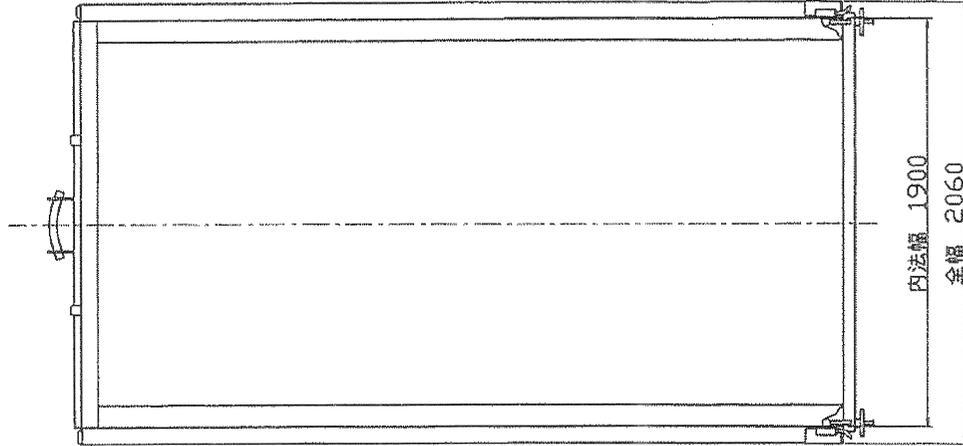
5. 塗装

- ・外側 ウレタン塗装 色名 青磁色 マンセル記号Mw「7.5GY6/2」
- ・内側 エポキシ塗装

6. 三面図番号：MDZ1216

19 / 07 / 08

承認 印 (19.07.08) 本	仕様 CNA8-13A	名称 アームロールコンテナ
製造 大浜	尺取 1/20	番付 MDZ1216



コンテナ容積	約8.2m ³	
コンテナ質量	約870kg	
デッキパネル	SS	t3.2
サイドパネル	SS	t2.3
フロントパネル	SS	t2.3
テールパネル	SS	t2.3

